

## パークシティ白岡動物飼育細則

### (目的)

第1条 本細則は、「パークシティ白岡」においての動物飼育について、飼育に関する設備等の整備がされていないことを居住者間で考慮し、合意事項を定めるとともに、居住者の共同の利益を確保し、良好な住環境を維持することを目的とする。本細則は、パークシティ白岡A・B・C各棟使用細則第1条(6)・(7)項に換わり置き換えるものとする。

### (飼い主の心構え)

第2条 「パークシティ白岡」において動物を飼う居住者(以下「飼い主」という。)は、他の居住者の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。

### (居住者の理解)

第3条 居住者は、動物の愛護について理解し、人と動物が共生できる快適な生活環境づくりに努めるものとする。

### (飼い主の守るべき事項)

第4条 飼い主は、次に掲げる事項を守り、動物を適正に飼わなければならない。

#### 1) 基本的な事項

- ア 動物は、自己の居室及び専有部分で飼育し、ベランダなど棟別共用部分での飼育は行わないこと。また、自己の居室及び専有部分以外のベランダなど棟別共用部分で排せつをさせないこと。
- イ 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
- ウ 他の居住者に迷惑または危害のおよぼす恐れのある動物を飼育、研究しないこと。

#### 2) 他の居住者等に配慮する事項

- ア 自己の居室や専有部分以外の全体共用部分及び棟別共用部分(ベランダ、廊下等)で、動物の毛や羽の手入れ、ケージ、鳥かご、水槽等、飼育用具の清掃を行わないこと。動物の毛や羽の手入れ、ケージ、鳥かご等の清掃等を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛や羽等の飛散を防止すること。
- イ 犬、猫等が自己の居室や専有部分以外で万一排せつした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと。
- ウ 動物の移動に際し、廊下、エレベーターなどでは、抱きかかえる、またはケージに入れるなどの処置をすること。ただし、動物の特性上、逆に抱きかかえると他の居住者に迷惑及び不安感、不快感を与えると判断される場合、飼い主の指示に従うようしつけられた動物に限り、リードを短く持ち飼い主に密着させ、飼い主は他の居住者との壁になるように保持する。

### (飼育することができる動物について)

第5条 飼育することができる動物は、次に掲げる項目を満たすものとする。

- 1) 下の条件をすべて満たすものに限る。

- ア 毒のある爬虫類、昆虫など他人に著しく迷惑や危害をおよぼす恐れのない動物。
- イ 予防注射など法定、条例等の必要事項を満たしていること。
- ウ 販売等を目的としての飼育でないこと。

- 2) 室内の水槽等の容器内で飼う小型魚類等、迷惑や危険をおよぼす恐れのない小型昆虫類は、本細則の対象外とする。
- 3) 前2項の範囲内においても、居住者に生活上支障または危害を与える動物においては、全体管理組合の判断により飼育することはできないものとする。

(居住者の行う手続)

第6条 居住者は、管理組合等に対して、次に掲げる手続を行わなければならない。

- 1) 動物を飼う場合は、全体管理組合にペットの種類、数等を所定の用紙(細則書式1)に記入し、速やかに届け出ること。
- 2) 動物の飼育をやめたとき、あるいは動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行わない、所定の用紙(細則書式1)に記入し、全体管理組合に届け出ること。

(飼育者に対する管理組合からの指導等)

第7条 飼育者に対する指導、禁止事項については、次に掲げる事項とする。飼育者が本細則に違反したり、他の居住者や近隣住民に迷惑や危害を及ぼしたりした場合、且つ解決が図れない場合、全体管理組合の理事会の決議に基づき、その飼育者を指導することができる。但し、法定上の問題に関しては、全体管理組合は関与しない。

(盲導犬等に対する配慮)

第8条 居住者は盲導犬、聴導犬、介護(助)犬等の必要性に配慮し、第4条2項のウの適用を除外する。

(ペットの会)

第9条 全体管理組合理事会(環境コミュニティ部会)の諮問機関として、「ペットの会」を設け、次に掲げる権限を持ち、構成され、活動を行う。

- 1) 「ペットの会」は、パークシティ白岡内のほ乳類(犬、猫、ウサギ等)飼育者全員の代表としての意見を述べる権限を持つものとし、ほ乳類(犬、猫、ウサギ等)飼育者ならびに入会を希望する居住者で構成される。
- 2) 「ペットの会」の活動内容と権限は、次のとおりとする。
  - ア 会員相互の友好を深めるとともに、動物の正しい飼い方に関する知識を広めるよう努めること。
  - イ 会員以外の居住者にも、動物と暮らすことへの理解を深めてもらうよう努めること。
  - ウ 全体管理組合等に対し、会の組織及び運営状況について適宜報告すること。
  - エ 「ペットの会」は、全体管理組合等からの指示により、必要に応じその業務を代行する権限を持つ。
  - オ 会の運営に関しては別途会則を設ける。

(本細則は、平成15年11月1日から施行する。)